

合併特例債の発行は 中長期計画に基づき慎重に

問 忠類との合併が決まり、今後の財政運用

で合併特例債の発行が予定されている。合併特例債は7割が交付税で措置されるが、3割は町負担となり、

発行額が増えれば住民の将来の負担となる。そのため

合併を決めた道内21の自治体では、特例債の発行予定

を限度額の2割から4割程度に抑えている。幕別町は

今でも200億を超える借金があり、特例債の発行に当たっては、地域間格差の是正や住民サービスの維持などに限定し、中長期の財政計画を立て慎重に対応すべきである。

① 合併特例債の上限額と発行予定額
② 中長期の財政計画
③ 主な事業内容について

町長 **①** 上限額は平成18年度からの10年間で約68億円と試算している。
発行予定額は平成18年度からの10年間で67億4,000万円と推計している。

② 現況や過去からの推移、

- ④** 均等割非課税廃止
- ⑤** 定率減税縮減・廃止
- ⑥** 国民健康保険税
- ⑦** 介護保険料
- ⑧** 道・町営住宅家賃
- ⑨** 保育料

具体的な実施計画が策定され、各事業と関係する具体的な合併特例債の活用についても、毎年、国・道との協議の上で策定する。

基本となる建設計画等については、合併後において、社会・経済情勢の変化に応し隨時見直しを行う。

合併による歳入面での国から支援措置、歳出面での節減効果などを勘案し、中長期の財政計画について推計している。

- ③** 新町の建設計画、総合計画に基づき、新町において

と見込まれる。
額は1,100万円と見込まれる。

⑦ 税改正により、市町村民税世帯非課税である第2段階、市町村民税本人非課税である第3段階に該当する方が「65歳以上の非課税措置の廃止」、「公的年金控除の引き上げ」による影響を受けることになる。その影響については、第2段階から、第3段階に上がる方、

第2段階から第4段階に上がる方、第3段階から第4段階に上がる方、それぞれ3%程度と予想され、被保險者全体の約1割、人数では500人程度の方に影響が

がでる。

⑪ 町が主体となつて実施している制度や事業の多くは

その根拠が法令、若しくは国・道の補助制度によつて

独自での基準の見直しや、経過措置を設けることは事実上不可能である。

⑫ 税制度は、国全体の問題であり、国に対し軽減対策を求める考えはない。

⑬ 住宅家賃を決定する収入の基準は、年間所得金額から控除額を引いて算出する

が、老齢者控除を完全に廃止した形で基準額算定した場合、7世帯が影響を受け、最高額が1万1,110円程度、最低の場合1,200円程度の影響ができる。

⑭ 配偶者特別控除の影響を考慮すると、控除が無くなつた場合、所得税は、約1割

増額となり、保育料の徴収基準額階層が変更になり、最高で1万4,000円から3,000円程度増額となる。

⑮ 福祉、医療関係の助成金や給付金などに影響が生じると想定されるが、具体的な算定や、適否の判断方法は制度にとって一定ではなく税制改正による実態に沿った影響額を把握することは極めて難しい。

⑯ 影響人数は407人、税額は1,100万円と見込まれる。

0円程度増額となる。

増税計画による町民の影響は

問 国が進めている増税計画は総額で20兆円

を越し、特に年金生活者やサラリーマン世帯の影響が大変大きいとされている。

地域経済にも深刻な影響を受けることになり、また、

税額を基礎に決めている公共交通金も連動して引き上がる

ことになる。次の項目の影響額と対策について伺う。

① 配偶者特別控除廃止

② 公的年金等控除見直し

③ 老齢者控除廃止

④ 均等割非課税廃止

⑩ その他税制改定による影響

⑪ 負担増による町の独自対策

⑫ 国に軽減対策を求めるべき

町長 **①** 影響人数は約2,770人、税額は1,992万円と推計される。

② 影響人数は約680人、税額は253万円と見込まれる。

③ 影響人数は約670人、税額は890万円と推計される。

④ 影響人数は約1,890人、税額は567万円と見込んでいる。

⑤ 影響人数は約9,090人、税額は6,686万円

⑥ 国民健康保険税

⑦ 介護保険料

⑧ 道・町営住宅家賃

⑨ 保育料

⑩ 影響人数は407人、税額は1,100万円と見込まれる。

⑪ 福祉、医療関係の助成金や給付金などに影響が生じると想定されるが、具体的な算定や、適否の判断方法は制度によって一定ではなく税制改正による実態に沿った影響額を把握することは極めて難しい。

は極めて難しい。

⑫ 町が主体となつて実施している制度や事業の多くは

その根拠が法令、若しくは国・道の補助制度によつて

独自での基準の見直しや、経過措置を設けることは事実上不可能である。

⑬ 税制度は、国全体の問題であり、国に対し軽減対策を求める考えはない。

⑭ 住宅家賃を決定する収入の基準は、年間所得金額から控除額を引いて算出する

が、老齢者控除を完全に廃止した形で基準額算定した場合、7世帯が影響を受け、最高額が1万1,110円程度、最低の場合1,200円程度の影響ができる。

⑮ 配偶者特別控除の影響を考慮すると、控除が無くなつた場合、所得税は、約1割